対象者は接種を ご検討ください

新型コロナウイルスワクチン 春開始接種用の接種券を発送

▼令和5年春開始接種の対象 次の①~③のいず れかに該当する人

① 65 歳以上の高齢者/②5~64 歳の基礎疾患 等を有する人/③医療機関や高齢者施設、障害者 施設等の従事者等

▼6・7月の接種券送付対象

送付月	オミクロン株対応2 価ワクチンなど(※1) の接種時期	年齢 区分	接種可能時期 (令和5年春開始接種)	
6月	令和5年4月	5歳	7月1日~8月31日	
7月	令和5年5月(※2)	以上	8月1日~31日	

(※1) …従来型ワクチン(1・2回目接種)や小児用オ ミクロン株対応2価ワクチン、武田社ワクチン(ノバ バックス)を含む。

(※2) …令和5年春開始接種を済ませた人を除く。

▼接種場所 原則として、前回 接種した医療機関等

▼注意事項 令和5年春開始接 種の対象ではない人であっても、 令和5年秋開始接種(9月~12



月予定)の際、今回送付する接種券を使用する可 能性がありますので廃棄せずに保管してください /接種可能月が到来しているのにもかかわらず接 種券が届かない人や、接種券を紛失した人などは コールセンターへお問い合わせください。

■問い合わせ先 弘前市新型コロナウイルスワク チン接種コールセンター(☎0120-567-745、月 ~金曜日=午前9時~午後8時、日曜日・祝日= 午前9時~午後5時、土曜日は休み)

みんなで支え合い 明るい社会へ

"社会を明るくする運動"

~犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ~

"社会を明るくする運動"は、犯罪や非行の防止 と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、 それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない 明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

次の行動目標・重点事項に基づいた運動を展開 します。この機会に、立ち直ろうとする人を受け 入れ、支えるために何ができるか考え、できるこ とから始めてみましょう。

7月は"社会を明るくする運動"の強調月間です。 この運動への皆さんのご支援とご協力をお願いし ます。

【行動目標】

①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすこ とのできる明るい地域社会を築くこと

②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしない ように、その立ち直りを支えること

【重点事項】

犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入 れ、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさ という課題に我が事として関わるコミュニティの

実現に向け、 次のことに力 を入れて取り 組みます。



①犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を 防止することの大切さや、更生保護の活動につい て、デジタルツールも活用するなどして、広く周 知し理解を深めてもらうための取り組み

②犯罪・非行の防止や、犯罪・非行をした人の立 ち直りにはさまざまな協力の方法があることを示 し、多くの人に協力者として気軽に参加してもら うための取り組み

③保護司、更生保護女性会会員、BBS会 (◆) 会員、 協力雇用主などの更生保護ボランティアの活動を 支援し、なり手を増やすための取り組み

◆ BBS 会…非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」 や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、 一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支 援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア

④民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化 しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、住居、教 育、保健医療・福祉サービスなどに関し、必要な 支援を受けやすくするためのネットワークを作る 取り組み

⑤犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健 やかな成長を期する取り組み

■問い合わせ先 福祉総務課 (☎ 40-7037)

町会などの地域内 運行団体へ交付

弘前ねぷた伝統継承奨励金

弘前ねぷたの制作技術の向上や継承、弘前ねぷ たまつりの振興を図るために、地域内運行を実施 した団体に対し、奨励金を交付します。

▼交付対象 7月28日(金)~8月13日(日) に町会などの地域内のみでねぷた運行を実施する 団体(合同運行参加団体は除く)

▼対象となるねぷた 弘前ねぷた保存基準に定め るねぷた

◎扇ねぷた=大型は高さ 4.55 メートル (15 尺) 以上、小型は高さ3.03メートル(10尺)以上 4.55 メートル(15尺)未満のもの

※その他の基準は、弘前観光コンベンション協会

ホームページに掲載している弘前ねぷた保存基準 で確認するか問い合わせを。

▼交付金額 制作…1万円/運行…1日あたり 1万円(上限は2日)

▼申請方法 交付申請書に弘前ねぷたの寸法図 面、運行安全マニュアル、道路使用許可書の写し などの必要書類を添付して提出を。

※交付申請書など必要な書類は、観光 課で配布しているほか、市ホームペー ジ(QR コード)でダウンロードできます。

■問い合わせ・申請先 観光課誘客推進係(市役 所5階、☎40-0236)

昨年度の状況を 報告します

市の情報公開・個人情報保護制度

情報公開

市民の皆さんの市政についての知る権利を尊重 し、的確な理解を深めるため、「情報公開条例」 で市が保有する公文書の開示を請求する権利を定 めています。令和4年度の公文書開示請求などの 状況は右表のとおりでした。

○公文書開示請求の件数および決定の状況

	件数	決定の状況(件)			
区分		開示	部分 開示	不開示(う ち不存在)	請 求 取 り 下げ・却下
開示請求	302	226	56	14 (11)	6
開示申出	0	0	0	0 (0)	0
計	302	226	56	14 (11)	6

個人情報保護制度

個人の権利・利益を保護するために、個人情報 の適正な取り扱い方と、市が保有する個人情報の 開示、訂正および利用停止を請求する権利を定め ている「個人情報保護条例」の令和4年度の運用 状況は右表のとおりでした。

なお、「個人情報の保護に関する法律」の一部 改正に伴い、令和5年度からは同法および「個人 情報の保護に関する法律施行条例」に基づき制度 を運用しており、これまでの「個人情報保護条例」 は令和5年3月31日で廃止しています。

○保有個人情報開示請求の件数および決定などの 状況

	区分	件数	決定などの状況(件)			
			開示	部分開示	不開示(う ち不存在)	請求取り下げ・却下
	開示請求	50	30	9	9 (6)	2

- ●このほか、職員採用試験に関する口頭による開示 請求が56件ありました。
- ●訂正および利用停止請求はありませんでした。
- ●事業者に対する勧告、説明または資料の提出要求 ならびに事業者が勧告に従わなかった旨の公表はあ りませんでした。

不服申し立て

情報公開制度や個人情報保護制度を活用して 請求した公文書の開示や、個人情報の開示・訂正・

利用停止が認められず、その決定に不服のあると きは、その決定を知った日の翌日から起算して3 カ月以内に審査請求をすることができます。 令和4年度の審査請求は3件ありました。

■問い合わせ先 法務文書課(☎40-0205)